

# 松山市地域防災計画修正の概要（令和7年2月）

## 1 修正の背景

松山市地域防災計画は本市の防災対策の基本となるもので、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行っています。今回は、防災基本計画及び愛媛県水防計画等の変更を受け、それらとの整合性を図るとともに、本市の現状を反映させるため修正するものです。

## 2 主な修正内容

### 1. 災害警戒本部設置基準の変更

地震災害対応力向上のための災害警戒本部設置基準の引き下げ【地震 P147】

### 2. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

#### (1) 被災地の情報収集及び進入方策

- ・無人航空機、衛星インターネット等の活用【風水害 P178、地震 P165、P255】
- ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化【風水害 P204、268、地震 P198、P257】

#### (2) 応援職員等の宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化【風水害 P256、地震 P245】

#### (3) 避難所運営

- ・パーティション、段ボールベット等の避難所開設当初からの設置【風水害 P196、地震 P188】
- ・トイレカー等により快適なトイレの設置への配慮【風水害 P196、地震 P189】
- ・家庭動物と同時避難した被災者の受け入れ【風水害 P194、地震 P187】

### 3. 国等の施策の進展等を踏まえた修正

#### (1) ボランティア活動が円滑に行われるための災害ボランティアセンターについて【風水害 P45、地震 P69】

#### (2) 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備【風水害 P79、地震 P96】

#### (3) 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用【風水害 P313、地震 P299】

#### (4) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援【風水害 P83、地震 P101】

#### (5) 避難者1人あたりの居住スペースをスフィア基準に【風水害 P81、地震 P98】

## 3 その他の修正

1. 文言表記の統一・修正
2. 機関名変更、部局・課等名変更
3. その他の時点修正 等

## 4 パブリックコメントの実施結果を踏まえた修正

1. 水道施設の耐震化についての文言の修正 【地震 P123】
2. マンション防災について地域防災計画に記載すること【風水害 P43、地震 P67】

## 松山市地域防災計画（令和7年修正）（案）の概要 主な修正内容

※網掛け部が修正部分です。

### 1. 災害警戒本部配備基準の変更

活動体制の区分及び配備基準【地震編\_P147】

体制区分	配備基準	配備時期	組織区分	動員区分
警戒体制	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震度4の地震が発生したとき</li> <li>○ 津波注意報が発表されたとき</li> <li>○ その他の状況により市長が必要と認めたとき</li> </ul>	災害警戒本部 (各部局等対応)	災害警戒本部を構成する部が活動に要する職員
	特別警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震度5弱の地震が発生したとき</li> <li>○ 津波注意報が発表され、かつ災害が発生するおそれがあるとき</li> <li>○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき</li> <li>○ その他の状況により市長が必要と認めたとき</li> </ul>	災害警戒本部	災害警戒本部事務局及び災害警戒本部を構成する部が活動に要する職員

### 2. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

#### (1) 被災地の情報収集及び進入方策

##### ・無人航空機、衛星インターネット等の活用

市有車両等による情報収集【風水害編\_P178、地震編\_P165】

災害の状況により、市有車両が出動し、速やかに災害情報収集活動を実施する。  
 なお、車両の通行が困難な場所においては、バイクや自転車、無人航空機、高所監視カメラ等を活用する。

孤立地区との通信連絡【地震編\_P255】

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合は、防災行政無線や衛星携帯電話、アマチュア無線、衛星通信を活用したインターネット機器、バイク等を活用した通信の確保に努めるとともに、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。  
 また、状況に応じて自衛隊、県警察本部、第六管区海上保安本部等の航空隊の航空偵察を要請し、孤立地域との連絡を図る。

##### ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化

道路施設の復旧【風水害編\_P204、地震編\_P198】

道路管理者は、関係機関の協力を得て(略)応急復旧等の代行を国土交通省に要請する。  
また、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、上下水道、電力、通信等の関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

基本方針【風水害編\_P268、地震編\_P257】

大規模地震災害時におけるライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから（略）機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、人命に関わる医療機関等の重要施設への復旧を優先的に行う。

また、上下水道、電力、通信等の各ライフライン事業者は、道路と生活インフラが連携した復旧が行えるよう、道路管理者との連携体制の整備・強化を図る。

## （２） 応援職員等の宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化

応援者の受入れ体制【風水害編\_P256、地震編\_P245】

応援者の受け入れは、応援を要する各課が受入れ課として実施する。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等に留意する。（略）

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

## （３） 避難所運営

・パーティション、段ボールベット等の避難所開設当初からの設置

生活環境の管理【風水害編\_P196、地震編\_P188】

指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等、簡易ベッドの設置及び食事供与や、トイレの設置状況等の把握に努める。

・トイレカー等により快適なトイレの設置への配慮

生活環境の管理【風水害編\_P196、地震編\_P189】

必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮する。

・家庭動物と同時避難した被災者の受け入れ

指定避難所の開設【風水害編\_P194、地震編\_P187】

指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

### 3. 国等の施策の進展等を踏まえた修正

#### (1) ボランティア活動が円滑に行われるための災害ボランティアセンターについて

ボランティアの活動支援体制の確立【風水害編\_P45、地震編\_P69】

災害時のボランティア活動を支援するため、松山市社会福祉協議会を中心に、次のとおり活動支援体制を確立する。

- ・ボランティア活動拠点（災害ボランティアセンター）設置の協力に関すること
- ・市と松山市社会福祉協議会との役割分担等に関すること
- ・ボランティアの募集、受け入れ及び派遣等の需給調整の協力に関すること

#### (2) 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

基本方針【風水害編\_P79、地震編\_P96】

災害時における市民の安全を確保するため、あらかじめ避難生活等も含めた避難計画及び避難所設置等の規定を作成する。

また、生活物資、食料等の確保に向けた備蓄計画及び医療救護、防疫体制等、災害時医療・保健に関する計画を策定するなど、事前の対策を講じる **とともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取り組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。**

#### (3) 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

被災者台帳の整備【風水害編\_P313、地震編\_P299】

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。**また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。**

#### (4) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

**在宅避難等** (1) **在宅避難**【風水害編\_P83、地震編\_P101】

**在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等、支援方針を検討する。**

**また、支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を拠点の利用者に対しても提供する。**

## (2) 車中泊による避難

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊を行うためのスペースを設置すること等、支援方針を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮する。

## (5) 避難者1人あたりの居住スペースをスフィア基準に

避難所の指定【風水害編\_P81、地震編\_P98】

避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき  $2\text{m}^2$  **3.5 $\text{m}^2$** 以上を目安とする。

## 4. パブリックコメントの実施結果を踏まえた修正

### (1) 水道施設の耐震化についての文言の修正

施設及び体制の整備【地震編\_P123】

東日本大震災や熊本地震等では、被災地の水道施設が甚大な被害を受けたことから、**地震災害に備え、**重要な水道施設から優先的に耐震化を図る。

### (2) マンション防災について地域防災計画に記載すること

**マンションでの自主防災活動**【風水害編\_P43、地震編\_P67】

マンション等の共同住宅は、躯体が耐震化されている建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能であるが、エレベーターや給排水設備が使用できない場合は、在宅避難が困難となる。また、災害時の管理会社の人的不足や復旧に際し住民の合意形成が必要である等、マンション固有の問題から復旧が遅延する場合がある。

そのため、マンションでの防災については、マンション特有の事情を踏まえた普及啓発を行うことが必要であり、管理組合や管理会社等と連携し、マンションコミュニティ全体の防災意識を向上させるよう努める。

また、地域全体の防災活動の活性化を図り、マンション居住者以外の住民との相互連携の視点到立ち、地域が一体となった共助を推進する。